

なか むら あつ し
中 村 篤 志

学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第 173 号
学位授与年月日	平成16年 3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	東北大学大学院文学研究科(博士課程後期3年の課程) 歴史科学専攻
学位論文題目	清代モンゴル社会構造研究
論文審査委員	(主査) 教授 熊本 崇 教授 川合 安 教授 中嶋 隆藏 助教授 岡 洋樹

論文内容の要旨

本論文は、モンゴル語などの新出一次史料を用い、清朝治下モンゴルにおける社会構造、特に、清朝統治制度の枠外に存在した“タイジの血統分枝に基づくモンゴル社会原有の権力分配構造”について、その具体的在り方および変遷過程を解明し、モンゴル史研究における新たな社会構造論の構築を試みたものである。

序章 問題の所在と本論文の視座

序章では、先行研究における問題の所在と本論文の視座を整理した。

清朝治下モンゴル社会における最大の特徴は、基本行政単位である「旗」に、兵丁(「箭丁」)150人を供出する軍事組織「ソム(佐領)」が設置された点にある。清朝服属以前のモンゴル社会では、ボルジギンなど特定氏族が王侯(タイジ、ノヨン)として一元的に属民を支配していたのに比べ、清代では、その属民の一部がソムに編成され、「旗長(ジャサク)」以下「協理」などの官員に統轄される。他方タイジには、清朝によって爵位とその爵位に応じた「随丁」所有を許可されていたが、旗の大部分を占める「四等タイジ」の随丁額数はわずか4丁であり、制度上、タイジは旧来の統属関係を切断され属民の大部分をソムに手放すこととなる。

総じて、清朝制度の導入は、新置された“ソムの独立”とそれに伴う“タイジら支配階層の権限縮小”を招来すると考えられ、服属以前の社会構造に大規模な変容を迫るかかる制度の導入が、短時日のうちに完遂したとは考えにくい。

しかし、従来の清代モンゴル社会研究は、清朝編纂史料に描かれた統治制度を主な考察対象とし、如

上の制度的枠組みをそのまま社会実態と捉えるか、あるいは身分階層間の対立構図（自律性・独立性を高めるソム・随丁側と、それに対し旧来の一元的属民支配の維持を図るタイジ側、あるいは封建領主として旗の一元的封建支配を目論む旗長）や清朝制度の現地社会への浸透過程として捉える方法論が殆どであった。

これら先行研究に共通する問題点は、モンゴル社会に対する構造的理解の欠如にあると言えよう。すなわち、当該社会を、外在的な清朝制度や階級史観によって理解する視点はもちろん、清朝制度と“旧来の社会関係（王侯＝属民の一元的統属関係）”との対立の位相で捉える視点においても、制度と対置される“旧来社会”なるものの構造的理解が充分でなければ、二項対立的議論は成立し得ないとする。

しかし近年、特に1990年初頭のモンゴル国民民主化以降、モンゴル国立歴史中央文書館（以下、アルヒーヴ）所蔵の一次史料が利用可能となったことで、盟・旗レベルの一次史料を用いたより実証的社会研究が可能となった。

そのなかで岡洋樹氏は、アルヒーヴ所蔵のハルハ・セチェンハン部中末旗（以下、中末旗）比丁冊稿本の分析から「バグ (baG)」に基づく新たな社会像を提示した。バグとは、タイジ達が各々の血統分枝毎に形成した集団で、本来タイジの集団編成に過ぎず清朝制度にも何ら規定がないが、中末旗では、ソムや官員ポストが各バグ（中末旗は全5バグ）によって分割・分掌されること、旗長近親3バグが他のバグに比べ多数の随丁を所有していたことなどを指摘した。すなわち、官制・ソムといった清朝制度に基づく組織・集団は、他方で、全てタイジの各血統分枝集団の下に編成されており、旗内の権力関係はむしろこの各血統分枝集団を単位として構成されていたことになる。

岡氏は、清代モンゴル社会には、ボルジギン氏族の分枝構造を組織原理とする如上の社会編成と、清朝が導入した「旗～ソム」という軍事的動員を目的とする社会システムとが併存していたと指摘し、さらに、かかる二重構造はそもそも清朝支配以前から存在しており、清朝はその軍事的組織編成をソムとして再編したに過ぎず、血統分枝に基づく組織編成については深く干渉しなかったとする。

かかるバグ構造に基づく社会像の提示は、貴族と平民、制度と社会の対立といった安易な二項対立的立論を根本から批判し、従来研究の構造論的理解の欠如に見直しを迫るものと言える。

しかし、岡氏の提示した社会像は、以下のような点から更に検討を深める必要があると思われる。

その第一は、中末旗以外の事例を検討し、地域差の問題や清代モンゴル社会全体に敷衍しうる共通構造を提示する必要性である。

現時点で、中末旗以外の旗におけるタイジの血統分枝による社会編成の存在は実証されていない。ただ、タイジの血統分枝自体はモンゴル各旗に存在するので、血統分枝による社会編成も広範に存在することが予想される。とすれば、他旗の事例との比較は、単に地域差の解明だけにとどまらず、むしろ両旗に共通する基層構造を抽出することで、清代モンゴル社会全体に敷衍しうる一つの共通構造が提示できる。

第二は、より具体的な社会構造を解明する必要性である。

中末旗の事例でも旗長周辺の3バグが比較的優位に随丁を保持していたことなど、分枝集団間の勢力関係や旗内での位置付けは一樣ではなかったことが予想される。しかし、分枝集団同士の関係・旗内での位置付け、あるいは個々の分枝集団とソムとの間に結ばれた具体的統属関係など、血統分枝集団の具体的な在り方については未だ解明されていない点が多い。かかる諸問題の解明によって“血統分枝集団に

基づく社会構造”の在り方をより明確にする必要があると思われる。本論文では、岡氏が主に分析した比丁冊稿本以外に、詔書類・統計史料・訴訟史料など多様な一次史料を分析することで、如上の問題にアプローチした。

第三は、社会構造の時代的変遷過程を解明する必要性である。

岡氏が指摘したように、タイジの血統分枝による社会編成と軍事的組織編成は清朝服属以前から存在し、両者は清代を通じても併存し続けたと思われる。その意味で清朝支配はモンゴル社会の構造を根本的に変動させたとは考えられない。

しかし、併存状態の有無を論じるだけでは、清代一代を清朝制度のモンゴル社会への浸透過程と捉えてきた先行研究の視点を取り込むことはできないであろう。かかる二重性を基調とする社会構造が清朝服属時にどのように編成され、以後、社会状況や政策意図の変化のなかでどのような変容を遂げたかを具体的に検討することは、17～19世紀モンゴルにおける清朝支配の意義を考える上でも重要な課題と言えよう。

以上のような視座に立ち、本論文では、主にアルヒーヴ所蔵の新出一次史料を用い、ハルハ・トシェートハン部左翼後旗（以下、左翼後旗）を事例に、清朝統治制度の枠外に存在した“タイジの血統分枝に基づく権力構造”を中心に、旗の社会構造をより具体的・通時代的に解明し、モンゴル社会史研究における新たな構造論の構築を試みた。

第一部 清代モンゴル社会における社会関係の在り方

第一部では、左翼後旗の「財産関係文書」を取り上げ、タイジ・属民相互間における統属関係・社会関係の具体的在り方・関係性を解明した。

第一章 清代ハルハ・トシェートハン部左翼後旗の財産関係文書について

第一章では、既刊史料のうち旗レヴェルでの最もまとまった史料である左翼後旗の「財産関係文書」を取り上げ、現地調査によって収集した未刊行文書の全容を紹介し、清末までほぼ一代を通じて存在することや、旗衙門での処理過程、旗民からの提出数推移などを解明した。

第二章 財産関係文書を通じてみた清代モンゴル社会の社会関係

第二章では、「財産関係文書」を用い、旗民間の合意形成過程、特に旗長に提出された文書が社会的に有した効力を検討することで、当該社会における社会関係の在り方を検討した。

その結果、当事者間の合意内容は、文書の作成・提出によっても完全には確定せず、世代交代と共にその時々当事者間が内容を確認し、合意を更新する必要があったことが確認され、旗民間の社会関係は基本的に世代交代により一度精算され、時々当事者間による関係の再生産が必要とされた事実を解明した。

第三章 清代モンゴル社会における財産相続～身分の別と親族の位置付けを巡って

第三章では、「財産関係文書」を用い、財産の所有と相続の在り方を、特に従来殆ど考察されていない身分による差異や親族・非血縁者の位置付けなどの論点から再検討し、社会関係のなかで相続行為を位置付けた。

その結果、財産の所有・継承は基本的に個人単位であり、実子を独立させれば、残る遺産は本人の任意で処分できたため、生活を共にするなど個人的関係がある実子以外への相続も見られること、しかし、タイジについては非血縁者や広範な同族への相続は殆ど見られず、オジ・甥程度のごく近い親族内で相続がおこなわれていたことが解明された。

かかる相続形態により、特にタイジの場合、財産や特権関係の共有・継承が常に至近の親族に限定され、また“至近の親族”も世代交代によって常にその範囲が限定的に再編されていくから、結果当該社会では、広範な同族規模での恒常的権力関係の共有はおこりにくいことが予想された。

第二部 清代モンゴル社会におけるタイジの血統分枝集団と属民所有

第二部では、左翼後旗の比丁冊稿本と新出の「戸口家畜冊」（以下、戸口冊）を用い、タイジの血統分枝構造と、所有属民数から見た権力構造の在り方を解明した。

第四章 19世紀ハルハ・モンゴル社会の統計史料「戸口家畜冊」

第四章では、従来体系的に分析されてこなかった旗レベルの統計史料について、左翼後旗の「戸口冊」を例にその内容および研究の可能性を検討した。その結果、19世紀後半に大規模な家畜の減少などが見られたこと、比丁冊に登録された以外にも膨大な属民集団が存在したこと、そして、統計区分には幾つかの種類があることなどを解明した。

第五章 清代モンゴルの比丁冊と族中タイジの「バグ」組織

第五章では、左翼後旗の比丁冊とその稿本の史料性格を明らかにし、そこから左翼後旗・族中タイジ¹の血統分枝集団の集団編成について考察した。

その結果、雍正年間の比丁冊の発見や、比丁冊の記載項目の改変時期が両旗とも一致していることなど、比丁制度の淵源・改変過程に関する新たな知見を得た。

また比丁冊稿本の検討から、タイジの血統分枝集団「バグ」の存在が確認され、バグ組織が清代モンゴル社会に広範に存在する可能性が提示された。しかし一方で、比較的新しい時代に分枝した小規模バグが存在し、それらが至近の家系ではなく血縁的に遠い家系と一バグを形成するなど、個々の細かい分枝状況で中末旗には見られない幾つかの問題点が確認された。

第六章 清代モンゴル社会における属民所有～戸口冊と比丁冊の比較から

第六章では、タイジとそのタイジの所有属民を一単位として戸口・家畜数を小計した「嘉慶24年戸口冊」を用い、比丁冊との比較からその史料性格を解明し、さらに大量の属民を所有するタイジ達の系図上の位置関係を分析することで、タイジの血統分枝を基にした具体的権力関係の在り方を解明した。

その結果、旗全体で見ると、旗長の近親に属民の極度の集中が見られること、官制上旗長に次ぐ協理タイジが他のタイジを押し旗長近親者達に次ぐ属民数を有していたことが確認された。各バグ・「系統」²レベルで見ても、協理を輩出した（あるいは後に輩出する）家系や「アハイ」などの尊称を冠する家系などの特定家系に大量所有者が集中する傾向が看取できる。

1 タイジ身分は、チンギスハーンの直系子孫である「族中タイジ (törüü-ün tayiji)」と、諸弟の子孫である「所属タイジ (qariyatu tayiji)」に分かれる。左翼後旗の「所属タイジ」はさらに、乾隆56年までの各比丁冊において「品級を得た四等タイジ」と書かれる集団と、第一から第四の各ソムの下に付籍される集団とに二分される。

2 左翼後旗・族中タイジの血統分枝は、大きくセルジ・バンボ・グル3兄弟の子孫とサインノヨン系分枝から成り、「バグ」もこの4分枝を基本単位として形成されるが、旗長系セルジの後裔だけはさらに複雑に分枝する。そこで実際のバグ分枝を反映させ全体をA～Fの6「系統」に分類した。系統Aはバンボの子孫、セルジの子孫のうち系統Bは歴代旗長を輩出する系統、系統Cはセルジの次子ノリ・三子ダミランの子孫、系統Dは四子アタル以下末子ジャムツァンまでの各子孫、系統Eがグルの子孫、系統Fはサインノヨン系である。

「家系」・「家」とは、各「系統」内のさらに細かい分枝集団を指し、小規模バグや協理ポスト、尊称の世襲の基本単位となっていることから、初代旗長の世代（旗長系のみはグシピルの世代）を基準に「系統」毎に長子から順に数字を振って弁別した。特に協理ポストや尊称を世襲する家系を「～家」と名付け区別した。

第三部 清代モンゴル社会の権力構造

第三部では、属民を大量に所有するタイジ達が、共通して、本来タイジと統属関係がないはずのソムあるいは「ソムに付籍された所属タイジ」（註1参照。以下、ソム付き所属タイジ）を統属下に置いていることに注目し、その統属関係の在り方や関係の淵源を訴訟文書から析出し、タイジの血統による権力構造の実態を解明した。

第七章 族中タイジの権力構造～所属タイジ認定訴訟にみる統属関係

第七章では、大量所有タイジによる「ソム付き所属タイジ」支配の実態を検討し、その統属関係の淵源が清朝服属前後にまで遡ること、初期権力構造は血統分枝に基づく「三頭体制」であったことを解明すると共に、乾隆中期のタイジ認定訴訟により所属タイジが統属関係を切断したことで、初期権力構造が再編されたことを解明した。

第八章 族中タイジの権力構造～乾隆50年代訴訟にみる初期近親3家・協理家の“ソム支配”

第八章では、同じく大量所有タイジによる「ソム」支配の実態を検討し、統属関係の淵源が清朝服属前後にまで遡ること、初期「三頭体制」の枠組みのなかでソム支配がおこなわれたことを解明すると共に、乾隆48年のツェデンドルジ弾劾事件から派生した乾隆50年代の属民訴訟によって、初期に旗長を輔翼した「初期近親3家」が衰退し権力構造が再編されたことを解明した。

第九章 世襲協理家系の属民集団～権力構造の変遷過程

第九章では、旗長に次ぐ大量の属民を有し、累代協理ポストを世襲していたバンボ系協理家を検討し、併せて初期において権力を分掌していた協理家周辺各家やグル系第二協理家が乾隆中・後期の訴訟によって衰退する過程を検討し、初期権力構造とその後の変遷過程を総合的に解明した。

終章 清代モンゴル社会の基本構造

本論文で明らかになった“タイジによる血統分枝を基準としたモンゴル社会原有の権力分配構造”の形成と変遷を、時系列に沿ってまとめると以下のようなになる。

【1】権力構造の形成期 —清朝服属（康熙27（1688）年）前後

左翼後旗の血統分枝は、大きくラホリの子セルジ・バンボ・グル三兄弟の子孫とサインノヨン系の一分枝から成る。このセルジら三兄弟は、他の諸兄弟がいち早く清朝服属を決める（順治10（1653）年）なか、ハルハ残留を敢行する。その後セルジの子ノロブの代になって清朝への服属を果たす（康熙27（1688）年）が、ノロブとその子リダルが相次いで死去したので、実質的には5年後ノロブの孫ワンシュクの代になって清朝制度が導入され、旗長・協理以下各官職やソムが建置されたと考えられる。

この旗建置当初の体制は、服属以前にハルハ残留を敢行した三兄弟の後裔が、各々上位官職を分掌し合う、すなわち、セルジの後裔が「旗長」となり、兄バンボと弟グルの後裔が両「協理」に就任するという、いわば「三頭体制」であった。

この三家は、単に官職ポストのみならず清朝服属によって新たに建置された「ソム」とそこに付籍された「ソム付き所属タイジ」の統轄権をも分掌するのだが、当時幼少であったと推測される旗長ワンシュクの「オジ」に当たる初期近親3家にも同様にソム・所属タイジを分掌させ、旗長を輔翼する体制が整えられたと考えられる。

特に、バンボ系の協理シャグドルは当初より200戸を越える大量の属民を有しており、他家を押さえ旗長の次位を占める立場にあったと考えられるが、単純化すれば、旗長とその「近親」3家を中心に、血統分枝上重きをなす両協理家を両翼に配した「三頭体制」が、初期権力構造の枠組みとなった（第三部）。

【2】権力構造の再編過程 — 乾隆30～50年代（1700年代後半）

しかし、初期権力構造は乾隆30～50年代に再編を迫られる。その再編とは、第一にグル系第二協理家の世襲の断絶、第二にソム・ソム付き所属タイジとの統属関係の切断によってもたらされた一種の「スリム化」である。

乾隆30年代から、旗内ではソム付き所属タイジ達が正式なタイジとしての認定を求め断続的に訴訟を起こし、乾隆50年代後半までには主人・族中タイジとの統属関係解消に成功する。同じく乾隆50年代にはソムがタイジとの統属関係解消を求める属民訴訟を頻発させ、特に初期近親3家は総計62戸の属民をソムに返還することとなった。結局、初期においてソム・ソム付き所属タイジへの特権的統属関係を有した各家は、乾隆50年代までにある程度関係・規模の縮小を余儀なくされたと考えられる。特にグル系第二協理家は乾隆30年代に不時に協理を解任され、以後協理ポストやソム付き所属タイジとの統属関係を次世代に世襲させることができず、属民数を減少させた。

後の「嘉慶24年戸口家畜冊」を見ると、旗長周辺では、初期近親3家に比べ当時の旗長と血縁的により近い関係にある各家系が大量の属民を所有し、バンボ系協理家系においても、当初協理家を凌ぐ属民を誇ったチョイジャブ家、ホトン家が属民を減少させ、中心の協理家のみが他家を圧する大量の属民を所有するに至った。最終的に、左翼後旗の権力構造は、旗長とその近親そして協理家のいわば二本の軸に「スリム化」されたと言える。（第六章。第三部各章）

【3】各系統レベルでの属民所有構造 — 「嘉慶24（1819）年戸口家畜冊」段階

また「嘉慶24年戸口家畜冊」を見ると、各バグ・系統単位においても、協理を輩出した（あるいは後に輩出する）「家系」や「アハイ」などの尊称を冠する「家系」など特定家系に大量所有者が集中する傾向が看取できる（第六章）。すなわち、旗全体レベルで「三頭体制」から旗長・協理家体制へ「スリム化」が進むと同時に、各系統内においても、特定家系を軸とする「スリム化」が進んだと言える。

本論文で解明した如上の社会構造は、今までの研究史と比べて、次のような意義を有すると言えよう。

まず岡氏が中末旗の事例によって提示した「バグ」に基づく社会像と比較して、左翼後旗においても、同様の基本構造、すなわち、タイジが自分達の血統分枝毎に集団を構成し、その集団を単位としてソムや官職を分掌し権力を分配するという基本構造の存在が確認された。これにより、かかる基本構造の存在およびそれがもたらす研究上の諸問題が、清代モンゴル社会全体に敷衍できる可能性が提示されたと言えよう。

他方、残存史料の性格や個々の社会構造において中末旗とは異なる事象（例えば、第五章で見た「バグ」の分枝形態など）が確認された。本論文で提示された基本構造と併せ、今後各地域を社会構造論的に比較研究する新たな視座が提示されたと考える。

さらに、本論文が新たに提示した論点は、大きく以下の三点にあると考える。

第一に、社会の具体的権力関係が下位分枝集団を単位に構成されていることを証明した点。

旗社会における権力構造の枠組みは、タイジ全体の血統分枝上の位置関係によって決定されており、中末旗の事例では、概ね初代旗長の世代で分枝した各「バグ」が単位となってソムや官職を分掌する。左翼後旗でも、「三頭体制」に代表されるように、初期の血統関係に基づいて分枝集団の大枠が決定され、その枠組みのなかで官職やソムが分掌されたと考えられる。

しかし、上述【3】でまとめたように、実際に特権的關係・大量の属民集団を保有・継承している単

位は、大分枝集団（バグ・「系統」）よりさらに下位の小分枝（「家系」や時には「近族」などのごく狭い範囲）であり、従って、一つの分枝集団内にあっても特定家系のみが経済力や社会的地位を突出させ、他の構成員との間に顕著な格差が生じる場合があった。

このように、下位の分枝集団が実際の権力関係の基本単位となる理由の一つに、当該社会の財産の所有・継承形態とそこから派生する社会関係の在り方が挙げられる。「嘉慶24年戸口家畜冊」の小計単位が、ほぼ「近族」（親子・オジ・甥の範囲）までの範囲で構成されている（第六章）ように、当該社会の財産の継承範囲はほぼ実子に限定され、無子の場合に「近族」が対象化される程度で、その外に位置する同系統・同族は殆ど問題化されない。このように財の継承が“その本人から見た”実子・「近族」に限定されるため、世代交代によって財の継承範囲は次々に変化し、限定的に再編されていく（第三章）。世代交代に伴い社会関係が一度精算され、新たに再編されていくという基本認識は、恐らく社会的通念であったと考えられる（第二章）。個々の血統分枝集団内において、ごく近親者を単位に構成されるさらに下位の小分枝が、世代交代に伴う再編を経ながら、権力関係の基本単位として存在したと考えられる。

であるならば、かかる基本単位の流動によって、当初の血統分枝集団の枠組み自体が変容する可能性がある。事実、時代が下るにつれ、下位の分枝集団（極点な例では血縁的に至近のごく少数のタイジ達だけ）が別個にバグを形成するなど、血統分枝集団自体が細分化する傾向が見られる。すなわち、分枝世代が古い大規模バグ以外に、分枝点が新しく比較的小規模の分枝・血縁者によって構成されるバグ、あるいは血縁関係上遠い関係にある幾つかの小分枝によって構成される小規模バグ、さらには、地域名を冠し地域集団化したと思われるバグなども出現するようになる（第五章）。

ただし、全ての分枝集団が必ず細分化するとは限らない。左翼後旗でも初期の血統関係に由来する系統（グル系とサインノヨン系の分枝集団）は集団を維持したまま細分化せず、傾向として、歴代の旗長近親の家系を中心により細分化の傾向が顕著になるようである。いずれにせよ、“血統分枝に基づく”集団は、特に清朝服属前後の分枝関係を反映した形で編成されるが、その枠組みは必ずしも固定化せず、時々の下位の分枝レベルにおける運動によって、細分化・複雑化を基調とする再編の可能性を常に孕んでおり、結果として、旗社会の権力構造全体に一定の流動性・可変性を与えていたと結論付けられよう。

今後は、上位の血統分枝構造をスタティックに析出するだけにとどまらず、初期の血統関係や、下位の分枝レベル（特に、旗長や協理など分枝の細分化や属民の集中化の傾向が顕著な一群）における権力関係とその推移、そして権力構造全体の流動性・可変性などを視野に入れた社会構造研究が求められるであろう。

第二に、血統分枝による権力の分配構造が通時代的に存在することを証明した点。

左翼後旗の初期権力構造の枠組み（「三頭体制」）の淵源は服属以前にまで遡る。清朝服属以前より存在したいわば“家格”のような「系統」上の位置関係が、清朝制度の導入（具体的には、旗長・協理以下の官職およびソムへの属民供出とその統轄権の分配）によって具体化・固定化されたと考えられる。

その後、初期の権力関係については、グル系第二協理家・旗長の初期近親3家やバンボ系協理家系各家が衰退し乾隆50年代には再編されるものの、以後も、旗長家とその近親・協理家は属民を大量に所有し続け、各系統でも特定家系に中規模属民所有者が存在し続けるなど、タイジの血統関係が権力関係を規定するという構造の基本的枠組み自体に変化は見られない。総じて、清朝服属以前からほぼ清代一代を通じ、タイジによる血統を基準とした権力分配構造が維持され、清朝統治制度と併存し続けたと考えられる。

これにより、清代のモンゴル社会を、清朝統治制度の枠組みだけで理解する視点はもちろん、身分階層間の対立の位相で理解する視点についても見直す必要があると考える。すなわち、社会がタイジと属民・ソムが血統分枝集団毎に編成されている以上、旗内における対立構図も、必ずしもタイジ対平民などという階層的身分間対立だけでは把握しきれない可能性がある。

また、本論文で提示された通時代的な社会構造の枠組みは、当然、清代だけでなく前後の時代においても通底していた一つの基本構造として考えられ、今後は社会構造論という視点から、前後史との連続面・断絶面を再検討する必要があると言える。

第三に、タイジの血統分枝を軸とする権力構造の在り方とその変遷過程の解明により、モンゴル史における清朝統治の意義をより具体的に再考する視座を提示した点。

血統を基準とした権力分配構造が維持され、清朝統治制度と併存し続けたのならば、清代一代を清朝統治制度の社会への“浸透過程”と捉え、ある時期を画期に原有の社会構造が清朝制度へ組み替えられ、最終的に旗長による旗の一円支配が固まっていくとする従来の視点も見直す必要がある。

例えば、先行研究が“浸透過程”上一つの画期とした乾隆50年代については、確かに左翼後旗でも権力関係の再編が見られた。しかし、この時期の訴訟は乾隆48年の「トシェートハン・ツェデンドルジ弾劾事件」から派生したと考えられ(第八章)、仮に乾隆帝が社会構造自体への梃子入れを意図したにせよ、少なくとも社会レベルでは50年代以前も以後も同様の訴訟が断続的に起きており、背景にある権力構造の枠組み自体には変化が見られない。すなわち、清朝の統治政策には、モンゴル社会全体の権力構造の在り方そのものを解体し清朝制度の下に一元化するという積極的意図までは存在せず、清朝服属以前から社会に存在したタイジによる支配構造もそのまま温存し、統治制度との併存を許容し続けた可能性が高い。

無論、清朝支配がモンゴル社会に与えた影響、すなわち17～19世紀モンゴルにおける清朝支配の意義はさらに考察を要する。左翼後旗においても、結果として、乾隆50年代を境に初期に権力を分掌した各家は勢力を減退させ、旗長と協理という清朝官制に裏付けられた両家系を軸に権力構造がスリム化・再編されたと考えられる。同様に乾隆50年代の訴訟による再編過程を経たにもかかわらず、旗長家・協理家だけがなお大量の属民を維持・継承し続けたことは、上述した世代交代に伴う再編傾向や下位分枝レベルでの細分化傾向とは相反する現象として捉えうる。

先行研究が提起した“旗長による旗の一円支配”という社会像は、その思想的前提となった封建制という枠組みが解体した現今においてもなお、検討課題として存在していると言える。今後は、上述した血統分枝による権力構造の流動性・可変性・時代性などを考慮することで、逆に、清朝官制・爵制などが旗社会の権力構造に与えた影響、旗長権力の突出や協理との二元化の意義などの諸問題を浮き彫りにすることができ、17～19世紀モンゴルにおける清朝支配の意義、ひいては清朝支配期東アジア・北アジア世界における多元的・重層的な社会像構築へアプローチできるであろう。

論文審査結果の要旨

本論文は、清朝制度に規定されない“タイジの血統分枝に基づくモンゴル社会原有の権力分配構造”について、主にモンゴル国立歴史中央文書館所蔵のモンゴル語の新出一次史料に基づき、その構造および形成・変遷過程を具体的に解明したもので、モンゴル史研究における新たな社会構造論の構築を試み

たものと評価できる

本論文は序章・終章を除き全九章（三部構成）から成る。各々の概要は以下のとおりである。

序章では、従来の清朝制度をそのまま社会実態として捉える研究や、身分階級間の対立構図を前提とする研究の問題点が指摘され、制度や階級などの外在的な枠組みに依らない実態に即した社会構造論の必要性を論じられている。

そのなかで、特に「バグ」（タイジ [王公・貴族層] 達が血統分枝毎に形成した集団）に関する研究の意義と問題点を整理したうえで、血統分枝集団を単位とする社会構造およびその形成・変遷過程の具体的説明が本論文の主要課題として提示されている。

「清代モンゴル社会における社会関係の在り方」と題する第一部は、第一章から三章を収める。

第一章では、トシェートハン部左翼後旗（以下、左翼後旗）の「財産関係文書」を取り上げ、現地調査によって収集した新出史料を含め、その全容が整理・紹介されている。

第二章では、「財産関係文書」から旗民間の合意形成過程を抽出し、その社会関係の在り方を解明している。結果、旗民の社会関係は基本的に世代交代により一度清算され、時々当事者間による関係の再確認が必要とされた事実が明らかにされている。

第三章では、「財産関係文書」を用い、身分差や親族・非血縁者の位置付けなどに注目して財産相続の在り方が検討されている。結果、財産の所有・継承は基本的に個人を単位とすること、タイジはオジ・甥程度のごく近い親族内で継承関係を構築することが解明された。総じて“世代交代”や“近い親族”などが、モンゴル社会を研究する上で重要な論点であることが提示されている。

「清代モンゴル社会におけるタイジの血統分枝集団と属民所有」と題する第二部は、第四章から六章を収める。

第四章では、左翼後旗の「戸口冊」について考察している。結果、19世紀後半の大規模な家畜減少や、比丁冊に登録されない膨大な属民集団の存在などが明らかにされた。

第五章では、左翼後旗の「比丁冊」とその稿本を用い、タイジのバグ組織について検討している。結果、バグが清朝服属以前の血統関係に基づいて形成されたこと、服属後に新たに分枝した小規模バグが存在したことなどが明らかにされている。

第六章では、「嘉慶24年戸口冊」を用い、タイジの所有属民数の分布状況を分析した。結果、旗長の近親者が極度に大量の属民を有すること、官制上旗長に次ぐ「協理タイジ」が属民数でも旗長近親者達に次ぐことなどを確認している。

「清代モンゴル社会の権力構造」と題する第三部は、第七章から九章を収める。

第七章では、属民を大量に所有するタイジ達が、本来統属関係を有しないはずの「ソム付き所属タイジ」を統属下に置いていた事実に注目し、訴訟文書から、その支配関係の実態および左翼後旗社会の権力構造を分析している。結果、その統属関係の淵源が清朝服属前後にまで遡ること、初期権力構造は血統分枝に基づく「三頭体制」であったことを解明し、乾隆中期の訴訟により初期権力構造が再編されていく過程が明らかにされている。

第八章では、同じ大量所有タイジ達による「ソム」支配の実態を検討している。結果、「ソム付き所属タイジ」の場合と同様に、統属関係の淵源が清朝服属前後にあること、初期三頭体制に基づき構築された支配関係が、乾隆後期の訴訟により再編を迫られたことが明らかにされている。

第九章では、旗長に次ぐ大量の属民を有し、累代協理ポストを世襲的に継承していた二つの家系に焦点を当て、初期権力構造の在り方とその後の変遷過程を総合的に解明している。

「清代モンゴル社会の基本構造」と題する終章では、本論文の研究史上における意義が論じられてい

る。その第一は、実際の具体的権力関係が、バグより下位の“近い親族”程度のレベルで生成されており、バグ組織が常に一定の流動性・可変性を有していたことを証明した点にある。今後の社会研究において下位の分枝レベルにおける分析の必要性が提示された点である。第二は、“血統分枝による権力の分配構造”の通時代性を証明した点にある。この構造は服属以前の血統関係に基づいて展開し、以後「スリム化」と呼ぶべき再編を経たものの、基本構造自体に変化は見られなかった。このような通時代性は、今後社会構造論という視点から北アジア史へアプローチするための一つの手掛かりとなることが論じられた点である。第三は、モンゴルにおける清朝統治の意義を、社会の基層レベルからより具体的に再考する視座を提示した点にある。モンゴル原有とでも言うべき社会構造が清代を通じて清朝統治制度と併存し続けたという本論文の結論が、北アジア世界における清朝支配の意義の再考、ひいては清朝支配期東アジア・北アジア世界の多元的・重層的な社会像構築へ結びつく可能性が論じられた点である。

以上のように本論文は、学界未知の一次史料を整理・紹介した点、それら財産関係文書の分析に基づき、トシェートハン部左翼後旗におけるタイジ分枝構造（＝バグ）とその属民所有の実態を明らかにした点、清朝制度に存在しないバグを解明することによって清朝支配の多元性・重層性を問いなおす視座を獲得した点等において、モンゴル社会研究のみならず北アジア史さらには中国史研究にも多大の貢献をしたといえる。

よって本論文の提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有すると認められる。